

## 約款改訂履歴

変更日付:平成 30 年 2 月 20 日

約款種類:七宗町向け光 IP でんわサービス契約約款

区分:改訂

### ■約款新旧対照表(変更箇所及び変更内容)

変更後	変更前	備考欄																																																				
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)	(略)																																																				
第3条 (用語の定義)	第3条 (用語の定義)	(変更)																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>同一の住居において生計を営む者の集団</td> </tr> <tr> <td>集合住宅</td> <td>賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物</td> </tr> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>通信サービスを提供するために必要な設備全般</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの利用申込をする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>本サービスの利用をする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者施設</td> <td>電気通信設備のうち、VoIP TAの出力端子以降すべての設備</td> </tr> <tr> <td>FTTH</td> <td>Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式。</td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器</td> </tr> <tr> <td>VoIP TA</td> <td>Voice over Internet Protocol Terminal Adpter 光IPでんわを利用する際に必要となる機器で、入力にD-ONUとをLANケーブルで接続し、出力に電話ケーブルを用いて電話機本体と接続します。当社から加入者へ貸与する機器です。</td> </tr> <tr> <td>050番号</td> <td>050で始まる電話番号です。</td> </tr> <tr> <td>0AB～J番号</td> <td>市外局番から始まる電話番号です。</td> </tr> <tr> <td>特定事業者</td> <td>楽天コミュニケーションズ株式会社をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	世帯	同一の住居において生計を営む者の集団	集合住宅	賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物	電気通信設備	通信サービスを提供するために必要な設備全般	申込者	本サービスの利用申込をする個人または法人	加入者	本サービスの利用をする個人または法人	加入者施設	電気通信設備のうち、VoIP TAの出力端子以降すべての設備	FTTH	Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式。	サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器	VoIP TA	Voice over Internet Protocol Terminal Adpter 光IPでんわを利用する際に必要となる機器で、入力にD-ONUとをLANケーブルで接続し、出力に電話ケーブルを用いて電話機本体と接続します。当社から加入者へ貸与する機器です。	050番号	050で始まる電話番号です。	0AB～J番号	市外局番から始まる電話番号です。	特定事業者	楽天コミュニケーションズ株式会社をいいます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>同一の住居において生計を営む者の集団</td> </tr> <tr> <td>集合住宅</td> <td>賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物</td> </tr> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>通信サービスを提供するために必要な設備全般</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの利用申込をする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td>本サービスの利用をする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入者施設</td> <td>電気通信設備のうち、VoIP TAの出力端子以降すべての設備</td> </tr> <tr> <td>FTTH</td> <td>Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式。</td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器</td> </tr> <tr> <td>VoIP TA</td> <td>Voice over Internet Protocol Terminal Adpter 光IPでんわを利用する際に必要となる機器で、入力にD-ONUとをLANケーブルで接続し、出力に電話ケーブルを用いて電話機本体と接続します。当社から加入者へ貸与する機器です。</td> </tr> <tr> <td>050番号</td> <td>050で始まる電話番号です。</td> </tr> <tr> <td>0AB～J番号</td> <td>市外局番から始まる電話番号です。</td> </tr> <tr> <td>特定事業者</td> <td>フュージョン・コミュニケーションズ株式会社をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	世帯	同一の住居において生計を営む者の集団	集合住宅	賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物	電気通信設備	通信サービスを提供するために必要な設備全般	申込者	本サービスの利用申込をする個人または法人	加入者	本サービスの利用をする個人または法人	加入者施設	電気通信設備のうち、VoIP TAの出力端子以降すべての設備	FTTH	Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式。	サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器	VoIP TA	Voice over Internet Protocol Terminal Adpter 光IPでんわを利用する際に必要となる機器で、入力にD-ONUとをLANケーブルで接続し、出力に電話ケーブルを用いて電話機本体と接続します。当社から加入者へ貸与する機器です。	050番号	050で始まる電話番号です。	0AB～J番号	市外局番から始まる電話番号です。	特定事業者	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社をいいます。	
用語	用語の意味																																																					
世帯	同一の住居において生計を営む者の集団																																																					
集合住宅	賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物																																																					
電気通信設備	通信サービスを提供するために必要な設備全般																																																					
申込者	本サービスの利用申込をする個人または法人																																																					
加入者	本サービスの利用をする個人または法人																																																					
加入者施設	電気通信設備のうち、VoIP TAの出力端子以降すべての設備																																																					
FTTH	Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式。																																																					
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器																																																					
VoIP TA	Voice over Internet Protocol Terminal Adpter 光IPでんわを利用する際に必要となる機器で、入力にD-ONUとをLANケーブルで接続し、出力に電話ケーブルを用いて電話機本体と接続します。当社から加入者へ貸与する機器です。																																																					
050番号	050で始まる電話番号です。																																																					
0AB～J番号	市外局番から始まる電話番号です。																																																					
特定事業者	楽天コミュニケーションズ株式会社をいいます。																																																					
用語	用語の意味																																																					
世帯	同一の住居において生計を営む者の集団																																																					
集合住宅	賃貸マンション、分譲マンション、アパートなど、複数の世帯が居住する建物																																																					
電気通信設備	通信サービスを提供するために必要な設備全般																																																					
申込者	本サービスの利用申込をする個人または法人																																																					
加入者	本サービスの利用をする個人または法人																																																					
加入者施設	電気通信設備のうち、VoIP TAの出力端子以降すべての設備																																																					
FTTH	Fiber To The Home 加入者宅までを、光ファイバーケーブルによってネットワークを構築する方式。																																																					
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器																																																					
VoIP TA	Voice over Internet Protocol Terminal Adpter 光IPでんわを利用する際に必要となる機器で、入力にD-ONUとをLANケーブルで接続し、出力に電話ケーブルを用いて電話機本体と接続します。当社から加入者へ貸与する機器です。																																																					
050番号	050で始まる電話番号です。																																																					
0AB～J番号	市外局番から始まる電話番号です。																																																					
特定事業者	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社をいいます。																																																					
第4条～第19条 (略)	第4条～第19条 (略)	(略)																																																				
第20条 (暴力団等反社会的勢力の排除)		(新設)																																																				
<p>申込者または加入者(申込者または加入者が法人である場合は、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)であること。</p> <p>(2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していると認められる関係を有すること。</p>																																																						

<p>(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を不当に利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(6) 自己の親会社・子会社等の関連会社およびこれら関連会社の役員等もしくは経営に実質的な影響を及ぼす者が、前各号までのいずれかに該当すること。</p> <p>(7) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が前(1)～(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者であること。</p> <p>2. 申込者または加入者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを表明するものとします。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社または当社の関係者の信用を毀損し、または当社または当社の関係者の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、加入者が第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要せずに、契約期間にかかわらず契約を解除することができるものとします。</p> <p>4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、当社は加入者へ違約金として最大で利用料金の6ヶ月分を加入者に請求できるものとします。</p> <p>5. 第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、加入者は当社にその損失の補償を求めることができないものとします。</p> <p>第21条～第32条（略）</p> <p>第33条（加入者の支払い義務）  加入者は、その契約内容に応じ、第30条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第30条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。</p> <p>2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、利用開始日を含む月の翌月から発生するものとします。ただし、通話料についてはこの限りではありません。</p> <p>3. 第17条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。</p> <p>4. 第18条(当社が行う本サービス提供の中断)の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、当該サービスが</p>	<p>第20条～第31条（略）</p> <p>第32条（加入者の支払い義務）  加入者は、その契約内容に応じ、第29条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第29条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。</p> <p>2. 料金等のうち、利用料金の支払い義務は、利用開始日を含む月の翌月から発生するものとします。ただし、通話料についてはこの限りではありません。</p> <p>3. 第17条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。</p> <p>4. 第18条(当社が行う本サービス提供の中断)の規定により、本サービスの提供が中断された場合における当該中断期間の利用料金は、当該サービスが</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p>
---	--	------------------------

<p>利用されていたものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから 24 時間連続して継続した場合、当社は、その請求があった加入者に対し利用料金の各サービスに対する料金を、利用不能時間を 720 時間で除した数{小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます(以下同じとします)}に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を、本サービスの利用料金の各サービスに対する料金から減額します。ただし、通話料についてはこの限りではありません。</p> <p>5. 加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、加入者はその権利を失うものとします。</p> <p><u>第34条</u> (料金の支払方法) 加入者は、本サービスの料金等を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。</p> <p>2. <u>第21条</u>(当社が行う契約の解除)の第1項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、利用終了日を含む月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>第35条～第45条 (略)</p>	<p>利用されていたものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同程度の状態にある場合。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態を知り得たときから 24 時間連続して継続した場合、当社は、その請求があった加入者に対し利用料金の各サービスに対する料金を、利用不能時間を 720 時間で除した数{小数点以下 3 桁までを有効とし 4 桁以下は切り捨てます(以下同じとします)}に各サービスに対する料金を乗じて算出した額を、本サービスの利用料金の各サービスに対する料金から減額します。ただし、通話料についてはこの限りではありません。</p> <p>5. 加入者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしない場合は、加入者はその権利を失うものとします。</p> <p><u>第33条</u> (料金の支払方法) 加入者は、本サービスの料金等を、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。</p> <p>2. <u>第20条</u>(当社が行う契約の解除)の第1項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、利用終了日を含む月の末日まで利用料金が発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>第34条～第44条 (略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(略)</p>
--	--	------------------------